

国際人権法から見た仏国差別禁止法の発展 －日本における差別禁止法制定のために－

Evolution of the antidiscrimination laws in France from the viewpoint of the International Human Rights Law -In view of Japanese anti-discrimination lawmaking -

窪 誠 (KUBO Makoto)

2008年、フランス憲法改正により、「共和国斡旋官 (Médiateur de la République)」の機能、および、「反差別闘争及び平等のための高等機関 (HALDE: Haute Autorité de lutte contre les discriminations et pour l'égalité)」の機能は、他の、「子ども擁護官 (Défenseur des enfants)」および「安全保障関連職業倫理国家委員会 (CNDS: Commission nationale de déontologie de la sécurité)」の機能とともに、新たに設置された「フランス権利擁護官 (Défenseur des droits)」に継承された。

2016年6月、フランス権利擁護官は、「フランスにおける外国人の基本的権利」と題する報告書を公表した。これは、当時の政府による外国人政策を人権の観点から、きびしく批判するものであった。この報告書を研究中、移民政務学会より、10周年記念論集への原稿執筆を依頼された。その内容は、日本における外国人への差別禁止法制についてであった。本研究の副題である「日本における差別禁止法制定のために」の趣旨にも合致するので、この機会に、日本における外国人への差別禁止法制の現状と問題点を検討した。初校はすでに提出済みであり、校正を待つばかりになっている。その研究で明らかになったことは、日本における外国人の人権保障には多くの問題があることが、国連人権規約委員会や国連人種差別撤廃委員会から指摘されていることである。そもそも、外国人の出入国、帰化に関する処分について、行政手続法も行政不服審査法も適用されない。なぜなら、1978年マクリーン事件最高裁判決によると、「外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、(中略－引用者)外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎない」。つまり、入管法にもとづく外国人在留制度という国家裁量の枠内でしか、人権は認められないからである。近藤敦教授は、この判決を、「あたかも入管法が憲法の上位法であるかのようなマクリーン事件最高裁判決の転倒した思考方法」と批判している。さらに、上記国連機関は、日本における外国人の権利について、大きく分けて二つの問題を指摘している。ひとつは、国家による人権侵害被害者としての外国人の問題であり、もうひとつは、社会的差別被害者であるマイノリティとしての外国人の問題である。